

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

彦根市・多賀町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と多賀町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号ウおよびエを次のように改める。

ウ 教育

(7) 圏域内図書館相互の連携および拠点図書館の整備による図書サービスの充実

a 取組の内容

圏域内図書館における相互利用のため、図書館資料の物流などの多様なネットワークを構築するとともに、拠点図書館を整備することにより、圏域住民の誰もがどこでも利用しやすい図書サービスの環境整備を推進する。

b 甲の役割

圏域の拠点となる図書館を整備する。乙および関係機関と連携して、圏域内図書館における資料・情報、人・組織および図書館資料の物流などの多様なネットワークの調整と構築に取り組み、甲の住民を始め、圏域住民への図書サービスの充実・向上を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、圏域内図書館での多様なネットワークの調整と構築に取り組み、乙の住民を始め、圏域住民への図書サービスの充実および向上を図る。

(4) 人材の育成

a 取組の内容

次代を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心を身に付け、地域社会に貢献できるよう、人材の育成モデルを構築する。

地域密着型知的産業創出に向けた科学教育の充実を始め、グローバル社会に対応して、国際交流を深め、コミュニケーション力を高める国際教育の充実等を図るとともに、豊かな人間性や社会性をはぐくむ体験活動等を実施するほか、こうした取組を支える指導者の育成等を図る。

b 甲の役割

乙と協力して、地域社会に貢献する人材を育成するため、科学教育、国際教育、体験活動等の充実等を図る。

c 乙の役割

甲と協力して、地域社会に貢献する人材を育成するため、科学教育、国際教育、体験活動等の充実等を図る。

エ 産業振興

- (7) 圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保
- a 取組の内容
- 交通の利便性など圏域の強みを生かし、高付加価値地場産業等の集積と高度化、人材育成を図り、企業立地を促進するなど、商工業の振興により、圏域経済の活性化や雇用の創出および確保を図る。
- b 甲の役割
- 乙と協力して、圏域経済の活性化や雇用の創出および確保を図る。
- c 乙の役割
- 甲と協力して、圏域経済の活性化や雇用の創出および確保を図る。
- (イ) 観光振興および交流促進
- a 取組の内容
- びわ湖・近江路観光圏構想の推進などを通じ、圏域内相互の連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め、内外からの観光客の来訪および滞在の促進を図る。また、農山村と都市との交流の促進を図る。
- b 甲の役割
- (a) びわ湖・近江路観光圏構想の推進などを通じ、「三方よし」のふる里づくり」を基本コンセプトとし、体験型観光やツアーの企画など、圏域内相互の連携によって観光圏を形成する。
- (b) 旧城下町および中山道を始めとする歴史的風致の維持向上、佐和山、荒神山、お浜御殿等の観光資源の発掘整備、彦根城の世界遺産登録に向けた取組など、歴史・文化・景観のまちづくりを通じ、乙および関係機関と連携し、圏域内の観光の振興を図る。
- (c) 広域的な連泊型観光、着地型観光などによる滞在型観光を目指し、乙および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図り、地域の活性化に取り組む。
- (d) 乙および関係機関と連携しながら、農山村と都市との交流の促進を図る。
- c 乙の役割
- (a) びわ湖・近江路観光圏構想の推進などを通じ、「三方よし」のふる里づくり」を基本コンセプトとし、体験型観光やツアーの企画など、圏域内相互の連携によって観光圏を形成する。
- (b) 多賀大社、河内の風穴、高取山ふれあい公園などの観光拠点施設の整備を行うなど甲と連携して、圏域内の観光の振興を図る。
- (c) 高取山ふれあい公園での青少年健全育成のための林業体験施設整備を行う。
- (d) 甲および関係機関と連携しながら、農山村と都市との交流の促進を図る。
- (ウ) 有害鳥獣対策の推進

a 取組の内容

有害鳥獣による農林産物の被害防止や日常生活の不安解消のため、各市町で取り組む有害鳥獣対策に加え、圏域内の連携した捕獲活動や農林産物の被害防止活動に総合的に取り組む。

b 甲の役割

乙と緊密な情報交換を行い、有効な有害鳥獣対策を実施する。

c 乙の役割

甲と緊密な情報交換を行い、有効な有害鳥獣対策を実施する。

第3条第1号カを次のように改める。

カ ごみ処理

(ア) 取組の内容

一般廃棄物(ごみ)処理に係る広域化の推進を図るため、事業実施主体となる彦根愛知犬上広域行政組合の下、地域の実情に応じた広域化事業の実現に取り組む。

(イ) 甲の役割

彦根愛知犬上広域行政組合および乙と連携して、ごみ処理の広域化に取り組む。

(ウ) 乙の役割

彦根愛知犬上広域行政組合および甲と連携して、ごみ処理の広域化に取り組む。

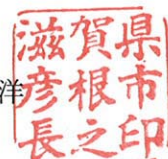
この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 22 年 12 月 20 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 獅山 向洋



乙 犬上郡多賀町多賀 324 番地

多賀町

多賀町長 久保 久良

